

令和6年度高校生地域活動等推進事業補助金募集要項

鳥取県教育委員会

1 趣旨

本補助金は、地域住民等との活動・交流を通じて地域への理解・関係性を深めることで、将来の鳥取県を支える若者を育てるため、高校生等が地域住民等と連携して自由な発想で行う自主的な活動及び地域住民等が実施する活動・交流事業への参加を支援することを目的として交付する。

2 対象者

鳥取県内の高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校（1～3年次）に在籍している個人又はグループとする。

3 補助金の概要

対象事業	補助限度額	補助率
【地域活動等参加事業】 高校生等が大学生や地域住民・団体、地元企業等が実施する地域活動等へ参加する取組み ※飲食を主目的とする活動への参加は対象外とする。（飲食を伴うイベント等の運営スタッフとして参加する場合は対象）	1人1回5千円	10/10
【地域住民等連携事業】 高校生等が、大学生や地域住民・団体、地元企業等と連携した地域活動等の取組み	50万円	

4 補助金額

ア 対象経費の例

- ①参加料
- ②旅費（自家用車等の使用における旅費は、①運転帳簿等の走行距離の記録、②領収書又はガソリン代のレシートにより支出の事実確認をします。）
- ③報償費（講師の謝金）
- ④保険料（傷害保険料、ボランティア保険料）
- ⑤食糧費（講師のお茶、昼食代等）
- ⑥燃料費（イベント等のために仮設した会場の暖房用燃料）
- ⑦印刷製本費（参加者募集のチラシ等の印刷費）
- ⑧光熱水費（イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等。なお、領収書等で経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない場合は対象外）
- ⑨通信運搬費（講師や参加者募集のための郵便料等）
- ⑩広告料（参加者募集のための広告費）
- ⑪手数料（振込手数料、高速道路料金（利用日時、目的地、目的業務の記録を要する））
- ⑫消耗品費

- ⑬委託費（県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合は、この限りでない）
- ⑭使用料及び賃借料（会場使用料、イベントのために必要なレンタカー代）
- ⑮原材料費（苗木・花苗（単に配布、販売を行う場合を除く）、自身で施設整備する場合の木材、セメント等の購入費）
- ⑯備品購入費（限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/2を上限とする）

イ 対象外経費の例

- ①昼食等の飲食代（参加料に含まれる場合は対象とする）
- ②経常的な経費（団体等の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む。）
- ③食糧費（事業実施に不可欠なものは除く。なお、団体内部の者のみで消費する会議茶菓、食事は認めない。）
- ④人件費（団体の構成員への報酬・給料、アルバイト賃金、共済費、報償費）
- ⑤工事請負費
- ⑥その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

5 対象団体等の要件

ア 地域活動等を実施する団体等が次の項目に該当する団体ではないこと。

- ①政治、宗教、特定の思想の普及又は選挙活動に関わる活動を行っている
- ②暴力団又は暴力団等の統制下にある
- ③団体として実態のないもの

6 申請時提出書類

- ア 令和6年度高校生地域活動等推進事業計画（報告）書（様式第1号）
- イ 令和6年度高校生地域活動等推進事業 申請者の概要（様式第1号）（別紙）
- ウ 令和6年度高校生地域活動等推進事業収支予算（決算）書（様式第2号）
- エ 令和6年度高校生地域活動等推進事業補助金に係る同意書（様式第3号）

7 受付期間

随時募集（ただし、年度内に補助事業を終える必要があります）

※本補助金の予算の上限に達するまで

8 申請時書類提出方法・提出先

郵送または持参により提出すること

<提出先>

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教員委員会事務局教育総務課 企画・若者定住担当

9 補助金の交付

補助対象に決定した事業に対する補助金は、様式第1号（別紙）に記載した会計責任者（成人）に交付するので、口座振込依頼書（様式5）を「8」に示す提出先へ郵送又は持参により提出すること。

10 補助金の担当者

様式第1号（別紙）に記載する担当者は、県からの連絡・問合せ等の窓口となる者とする。平日・日中に連絡がとれる連絡先を記載すること。なお、会計責任者等も連絡や問合せに対応できる者を記載すること。

11 交付決定者の義務

ア 交付決定者は、次に掲げる日までに、事業報告書（様式第1号）及び決算書（様式第2号）により、実績報告を行わなければならない。なお、実績報告に必要な書類は、「8」に示す提出先へ郵送又は持参により提出すること。

①交付決定者は、補助事業の完了、中止もしくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

②交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度が終了したときは、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

イ アによる実績報告には、事業経費にかかる領収書（レシートでも可）を添付すること。

ウ 申請内容に変更がある場合には、速やかに変更承認申請書（規則様式第2号）を提出すること。

12 交付決定の取消及び補助金の返還

次の場合、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部または一部の返還を求めることがある。なお、ウ及びエについて、グループの場合は該当の生徒は本補助金に係る事業に従事することができなくなることとするが、必ずしもグループへ交付した補助金の取り消しを行うものではない。

ア 補助金を事業以外の用途で使用したとき

イ 申請書等の記載事項に虚偽があったとき

ウ 在籍校において、停学その他の懲戒処分を受けたとき

エ 在籍校において、長期欠席等学業継続の見込みがなくなったとき